

第 21 期第 52 回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和3年 1月 22日 (金) 15時 30分 ~
場所 唐津市水産会館 多目的ホール
(唐津市海岸通り7182番地217)

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について (協議)
P 1 ~ P 7
- (2) 佐賀県に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について (協議)
P 8 ~ P 1 3
- (3) 令和 3 年度福岡県小型いかつり漁業の佐賀県許可隻数について (協議)
P 1 4 ~ P 2 0
- (4) 「第 3 7 回筑肥漁場協議会いかかご漁業協定書」の期間延長について (報告)
P 2 1 ~ P 2 3
- (5) 松浦海区漁業調整委員会指示の第 62、78、79、80、81、84 号の内容修正
について (協議)
P 2 4 ~ P 2 8
- (6) 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律について (報告)
P 2 9
- (7) その他

覚 書 (案)

昭和46年4月27日締結した「唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業」の操業に関する確認書の取り扱いについて、~~令和2年3月6日~~^{令和3年1月26日}開催の第21期第~~4~~⁵回筑肥連合海区漁業調整委員会において審議の結果、次のとおり決定したので、筑前・松浦海区漁業調整委員会会長は、ここに覚書を交換する。

記

- 1 昭和46年4月27日締結した確認書のうち第1の3の操業期間を福岡県糸島市地先海域(確認書では福岡県糸島郡地先海域)においては9月1日から翌年2月10日までとし、有効期間を~~令和3年~~^{令和4年}5月1日までの1ヶ年間、これを延長する。
- 2 上記の確認書の記の第1の1の操業区域中の二重岳は、現在の二丈岳のことである(平成9年3月5日開催の第16期第2回筑肥連合海区漁業調整委員会において確認)。
- 3 この覚書は、玄海・松浦海の基本協定書の付帯協定として調印した場合は、1の期間中といえども効力を失うものとする。
- 4 上記事項を証するため本書5通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び筑前・松浦両海区漁業調整委員会並びに福岡・佐賀両県に各1通を保有するものとする。

令和3年1月26日

~~令和2年3月6日~~

筑前海区漁業調整委員会 会長 本 田 清一郎

松浦海区漁業調整委員会 会長 川 寄 和 正

立 会 人

福岡県農林水産部水産局

中原 亨

漁業管理課

課長

~~太 刀 山 透~~

佐賀県農林水産部水産課 課長

久 野 勝 利

確 認 書

唐津湾における「かたくちいわしまき網漁業」の入会操業については、昭和44年5月2日第2回筑肥連合海区漁業調整委員会において、有効期間を1か年とする確認書を取り交し、昭和45年における取り扱いについては、前年の内容どおりの確認書が取り交わされた。

更に、昭和46年における取り扱いについては、4月10日開催された第6回筑肥連合海区漁業調整委員会において確認事項の一部変更について審議するとともに、業者会議を開催して検討したが、変更するに至らなかつたので、昭和46年のこの取扱いは、有効期間を改める場合は、いずれも昭和45年の確認書の内容どおり決定し、確認書を作成する。

記

第1 佐賀県知事が許可した「かたくちいわしまき網漁業」が操業できる範囲は、次のとおりとする。

1 操業区域

福岡県※島郡二丈町、二重岳頂上から同町配崎東端見
通し線の延長線以西の海域

2 投網時間

前項の海域における投網時間は、日の出から日没まで

3 操業期間

福岡県糸島郡地先海域においては、福岡県側の「かた
くちいわしまき網漁業」の期間

4 禁止区域

福岡県糸島郡志摩町姫島、姫島の西側および南側距岸
800メートルの海域

第2 この確認事項の有効期間は、昭和46年5月2日から
昭和47年5月1日までとする。

第3 当連合委員会は、確認事項の有効期間満了の日以前に
会議を開き、その後の取り扱いを決めるものとする。

2 前項の会議で有効期間満了後の取り扱いを決定すること
ができなかつた場合は、福岡・佐賀両県知事および水産庁
福岡漁業調整事務所長にこの調整を一任するものとする。

第4 当連合委員会および福岡・佐賀両県は、両県漁業者お
よび漁業従事者がこの確認事項を信義にもとづき誠実に遵
守するよう指導するものとする。

この確認書は6通作成し、当連合委員会、筑前・松浦両海
区漁業調整委員会および立会人が各自1通を保有する。

立 会 人

福岡県商工水産部水産課長

矢 野 政



佐賀県経済部水産課長

牛 島

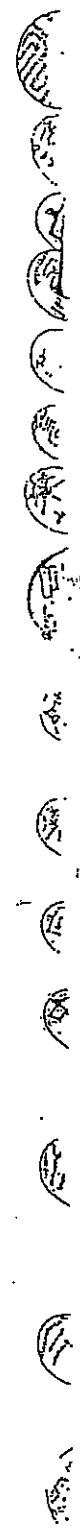
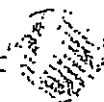
繁



水産庁福岡漁業調整事務所長

山 田 隆

士



覚 書 (案)

佐賀県海域に入漁する福岡県一そうごち網及び二そうごち網漁業については、昭和27年7月2日締結の玄海、松浦海漁業調整協定並びに同附帯協定によって操業されていたが、この原則に副わない点があり、しばしば佐賀県船との間に競合があった。

そのため昭和34年9月4日筑肥連合海区漁業調整委員会において別個にごち網漁業に関し1か年の協定をなし入漁の調整をはかってきた。

しかしその後、昭和39年から平成~~平成31年~~^{令和2年}までの間一部改正しながら1年の暫定として覚書を取り交わしてきた。

更にこれが改正のため~~令和2年3月6日~~^{令和3年1月26日}開催の第21期第~~4~~⁵回筑肥連合海区漁業調整委員会において審議の結果、第3条の~~平成31年~~^{令和2年}を~~令和2年~~^{令和3年}に、附帯事項のうち1の~~平成31年~~^{令和2年}を~~令和2年~~^{令和3年}に改めたほかは、いずれも~~平成31年3月8日~~^{令和2年3月6日}調印の覚書及び附帯事項のとおり、更に暫定として1か年間これを延長することに決定したので、この覚書を取り交わすものとする。

記

第1条 福岡県知事の許可する一そうごち網及び二そうごち網漁業（漁船の推進機関の馬力数は平成14年4月1日施行の漁船法施行規則に基づく80キロワット以内または施行前の規則に基づく25馬力以内とする。但し、平成14年のこの覚書の締結の際に、現に福岡県知事のごち網漁業の許可を受けていた者が、当該許可にかかわる漁船を使用し、同締結の際に当該漁船に搭載していた推進機関と同じものを搭載してごち網漁業を営む場合に限り、昭和57年7月18日施行の同規則に基づく馬力算定法による50馬力以内とする。）で、佐賀県知事の管轄する海域において操業できる区域は次の範囲とする。

- (1) 一そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端見通し線以東の佐賀県海域。ただし、佐賀県の共同漁業権漁場を除く。
- (2) 二そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端を見通したその延長線と、二神島北端から加唐島北端を見通した延長線との2延長線によって囲まれた以東北の佐賀県海域。ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から1,450メートルの線によって囲まれた区域を除く。

(3) 禁止期間は1月1日から3月15日まで。

第2条 福岡県二そうごち網漁業(馬力は第1条と同じとする。)のうち1統に限り次の条件により次の区域(特別入漁区域)内において操業することができる。

1 特別入漁区域

次のイ、ロ、ハの3直線によって囲まれた佐賀県海域。

ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から1,450メートルの線によって囲まれた区域を除く。

イ 加部島東端から加唐島東北端見通し線の延長線

ロ 加唐島北端から長崎県二神島北端見通し線

ハ 唐津市肥前町京泊宮崎鼻東端から馬渡島東端見通し線の延長線

2 入漁条件

イ 入漁の期間

特別入漁区域への入漁期間は、9月21日から10月30日までの40日間とする。

ロ 操業方法

網は引き寄せるものとし、こぎ網してはならない。

ハ 漁業許可証及び入漁標識旗

特別入漁区域へ入漁する者は佐賀県知事の漁業許可を受け、かつ漁業許可証及び入漁標識旗の交付を受けなければならない。

3 入漁船の義務

イ 特別入漁区域へ入漁する者は、佐賀県知事から交付された漁業許可証及び入漁標識旗を同時に携行し、かつ標識旗はブリッジの左舷側の上部1メートルの位置に確実に掲揚しなければならない。

ロ 入漁船は佐賀県漁船の操業中その妨害となる範囲内において操業してはならない。

令和3年

第3条 この覚書の有効期間は~~令和2年~~4月1日から1か年とする。

ただし、松浦、筑前海区漁業調整委員会の合意により延長することができる。

この協定が成立したことを証するため本書 5 通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び松浦、筑前海区漁業調整委員会並びに佐賀県、福岡両県に各 1 通保管する。

令和 3 年 1 月 2 6 日

~~令和 2 年 3 月 6 日~~

筑肥連合海区漁業調整委員会委員

本 田 清一郎

上 田 直 子

西 方 功 二

折 居 裕 喜

板 谷 孝

仲 西 利 弘

川 寄 和 正

池 田 宏 子

坂 本 安 則

梅 崎 博 昭

立 石 敏 光

坂 口 正 人

立 会 人

福岡県側

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

中 原 亨
~~太 刀 山 透~~

佐賀県側

佐賀県農林水産部水産課長

久 野 勝 利

附 帯 事 項

令和3年1月26日

~~令和2年3月6日~~調印した福岡県ごち網漁業の佐賀県海域入漁に対する附帯事項として次のことを定める。

- 1 覚書第1条に規定する入漁区域の線は、~~令和2年~~令和3年9月16日から~~令和2年~~令和3年11月15日まで暫定措置として土器崎から小川島西端見通し線の延長とする。
- 2 この協定に違反した入漁者に対しては、次のとおり処分するものとする。
 - イ 協定区域外の佐賀県海域に侵入した者は、その日から特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ロ 同一漁業組合の者が3件以上区域外侵入した時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ハ 佐賀県漁船の漁業を妨害（佐賀県ごち網、釣、延縄漁業等を包囲したり、漁具に被害を与えたりする等）した者は、その日以降その者の特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ニ 同一漁業組合の者が3件以上佐賀県漁業の妨害をした時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。
- 3 漁業許可証
覚書第2条3のイ及び附帯事項2のロ及びニに該当する義務の怠慢または違反があった時は、その者の所属する組合に割り当てられた全部の漁業許可証及び入漁標識旗をともに没収するものとする。

2 漁管第 4 8 8 0 号
令和 2 年 1 2 月 2 3 日

佐賀県農林水産部水産課長 殿

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長



令和 3 年度福岡県小型いかつり漁業の許可申請について（通知）

本県筑前海における、令和 3 年度小型いかつり漁業の許可につきましては、下記のとおり予定しております。

つきましては、貴県の関係漁業者へ周知いただくとともに、許可申請をされる場合は下記の期限までに貴県にて取りまとめの上、一括して申請いただきますようお願いいたします。

なお、前年度に引き続き、LED 集魚灯に関する委員会指示を発出しておりますので、当該委員会指示に違反する内容の許可申請に対しては許可しない旨、あらかじめ申し添えます。

記

- 1 漁業時期
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
- 2 申請期間
令和 3 年 2 月 1 日（月）～2 月 2 6 日（金）まで
- 3 申請手数料
2, 9 0 0 円／件（貴県で一括して郵便為替にて御準備ください。）
- 4 関係資料
 - (1) 許可申請から許可までのフロー（別紙）
 - (2) 小型いかつり漁業許可方針（別添）
様式番号の繰上げ及び押印の廃止を行っておりますので、御確認ください。
 - (3) 漁業許可申請一覧表、漁業許可申請書様式（別添）
 - (4) 令和 2 年度許可一覧（別添）

5 その他

- (1) 陸揚港承認証の手続きについては、福岡県筑前海釣漁業協議会（事務局：福岡県漁業協同組合連合会 TEL:092-713-1162）にご確認ください。
- (2) 申請者が暴力団員等に該当するか否かについては、貴県にて事前に確認いただき、該当がない旨を併せて御報告ください。（様式任意）

担当：漁業調整係 有吉・山本

TEL 092-643-3556

FAX 092-643-3558

小型いかつり漁業許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり、区域ごとに許可する船舶等の上限を設ける。漁業許可は、下表に掲げる住所を有する者に対してのみ行うこととする。

区域名		許可する船舶等の数の上限	住所要件
県内		なし	筑前海沿岸市町
県外	長崎県	昭和50年許可隻数623の範囲内とする。 ただし、いか資源の動向及び漁業調整上、隻数規制の必要性が生じた場合は両県協議の上変更する。	長崎県内
	佐賀県	筑肥連合海区漁業調整委員会の審議結果の範囲内とする。	佐賀県内

(2) 船舶の総トン数

5トン以上20トン未満とする。

(3) 操業区域

筑前海区海面

(4) 漁業時期

4月1日から翌年3月31日まで

2 許可の有効期間

県内許可については、5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。県外許可については、1年又は一斉更新までの残存期間とする。

3 条件

(1) 次のアからカに掲げる海域においては操業してはならない。

ア 次の(ア)から(エ)までを順次に結んだ直線より南側の区域。

(ア) 古賀市大字久保字花見の中川尻に設置した標識(筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の陸側の境界の基点)

(イ) アから真方位287度10分、3,120メートルの点(筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の沖側の境界の基点)

(ウ) イから栗ノ上礁灯標を見通す線の延長線と、筑前大島灯台(宗

像市) から真方位 318 度、2,000 メートルの点と白島灯標 (佐賀県唐津市) を結ぶ線との交点

(エ) 白島灯標

- イ 筑共第 7 号共同漁業権漁場内 (小呂島周辺)
- ウ 筑共第 10 号共同漁業権漁場内 (相島周辺)
- エ 筑共第 11 号共同漁業権漁場内 (栗ノ上礁周辺)
- オ 筑共第 2 号共同漁業権漁場内 (筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち、福岡県筑前海区釣漁業協議会 (以下「釣協」という。) に所属しない漁業者のみ適用)
- カ 福岡県宗像市大島字沖島小屋島山頂より半径 7500m 以内の海域。(筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ適用)

(2) 電気設備の制限

- ア 集魚灯に使用できる電球の総設備容量は、45 キロワット以内でなければならない。さらに、装着できる放電灯は、3 キロワット以内のものが 15 灯以内でなければならない。
- イ 装備できる放電灯装着用ソケット数は、15 個以内で、かつ、装備できるハロゲン灯装着用ソケット数は 6 個以内でなければならない (放電灯装着用ソケット数とハロゲン灯装着用ソケット数の合計 21 個以内)。

(3) 許可番号の表示

操業中は、下記様式による許可番号を操舵室の両側に表示しなければならない。

フクイカ ○○○○ (許可番号)

地 の 色 : 黄 色
文字及び数字 : 黒 色

各文字及び数字の大きさは、縦 8 センチメートル以上とする。
なお、その太さは 2 センチメートル以上とする。

4 陸揚港の選定

県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者は、県内漁港のうち 2 港 (主港・従港) を陸揚港として選定し、緊急時を除き原則として選定した陸揚港で陸揚げするものとする。なお、選定に当たっては、釣協の承認を得るものとする。

5 申請書の添付書類等

- (1) 許可申請一覧表
- (2) 操業計画書 (別紙様式 1)

- (3) / 漁船原簿謄本 (県外漁業者のみ)
- (4) / 誓約書 (県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ) (別紙様式2)
- (5) / 設備状況調査表 (または証明書) (別紙様式3)
- (6) / ソケット設備確認証明書 (別紙様式4)
- (7) / 陸揚港承認証の写し (県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ)
- (8) / ソケット設備状況を確認できる写真 (県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ)

6 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

福岡県に入漁する佐賀県いかつり漁船(5トン以上)の操業について

福岡県海域に入漁する佐賀県小型いかつり漁業(5トン以上)の許可枠数等の推移

年度	入漁許可枠	入漁希望隻数	入漁許可数
H18	60	25	25
H19	50	24	24
H20	50	16	16
H21	40	15	15
H22	40	15	15
H23	40	15	15
H24	30	14	13
H25	30	13	13
H26	30	13	13
H27	30	13	13
H28	30	13	13
H29	30	13	13
H30	30	13	13
H31	30	13	13
R2	20	12	11*
R3		11	

*:1隻取り下げ

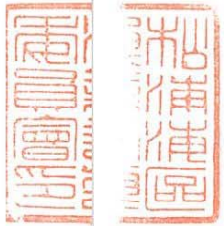
近県におけるいかつり漁業(5トン以上)の許可状況

組合名	福岡県		長崎県	山口県
	R3年度希望	R2年度許可		
呼子町			3	2
小川島	6	6	5	1
鎮西町	5	6	10	6
外津			1	
合計	11	12	19	9

(令和3年1月15日現在)



福岡佐賀いかかご漁業協定書



令和2年1月16日

協 定 書

令和2年1月16日 佐賀県唐津市新興町23番地「唐津市近代図書館」において開催された第37回筑肥漁場協議会で、福岡・佐賀両県漁民のいかかご漁業の操業について協議し、漁業秩序の維持と円満な操業を図るため下記のとおり協定する。

記

1 操業区域

いかかご漁業の操業については、従来の操業実績を勘案の上、佐賀県漁民の操業する区域を包石・名島本島見通し線に接するA区域及びB区域とする。

A区域（点ア・イ・ウを順次に結ぶ三角区域）

点ア 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

点イ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線の延長線との交点

点ウ 包石・名島本島を結んだ線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線との交点

B区域（点㊦・㊧・㊨を順次に結ぶ三角区域）

点㊦ 包石・名島本島を結んだ線（A）、唐津市鎮西町松島北端と唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ線の延長線（B）、及び糸島市志摩姫島鎮山の下りの北端（※注1）と糸島市志摩野北碓石崎のタカリ（※注2）を結んだ線の延長線（C）の3線（A. B. C）の交点

点㊧ シイネ西端

点㊨ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

2 操業期間

福岡県 2月10日から4月30日まで

佐賀県 2月1日から4月30日まで

なお、いかかごの標識（ウケ）に船名を明記し、操業上相互に支障のないように努めるものとする。ただし、2月5日までに漁具を完全に撤去することを条件として、1で定めた区域より若干東側の区域における操業を認めるものとする。

3 有効期間

この協定書の有効期間は令和2年2月1日から1年とし、翌年の漁場行使については漁期前に協議の上決定する。ただし、この協定書の有効期間の満了日の2ヶ月前までに、関係者から改廃の申し出がない場合は、更に1年間に限り延長するものとする。

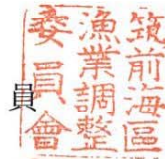
この協定書は2通作成の上、それぞれ保管するものとする。

令和2年1月16日

筑肥漁場協議会

福岡県代表
筑前海区漁業調整委員会

委



仲西利弘



佐賀県代表
松浦海区漁業調整委員会

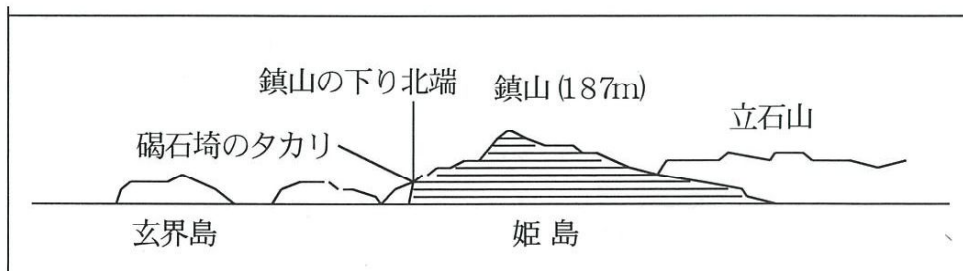
委



坂本安則



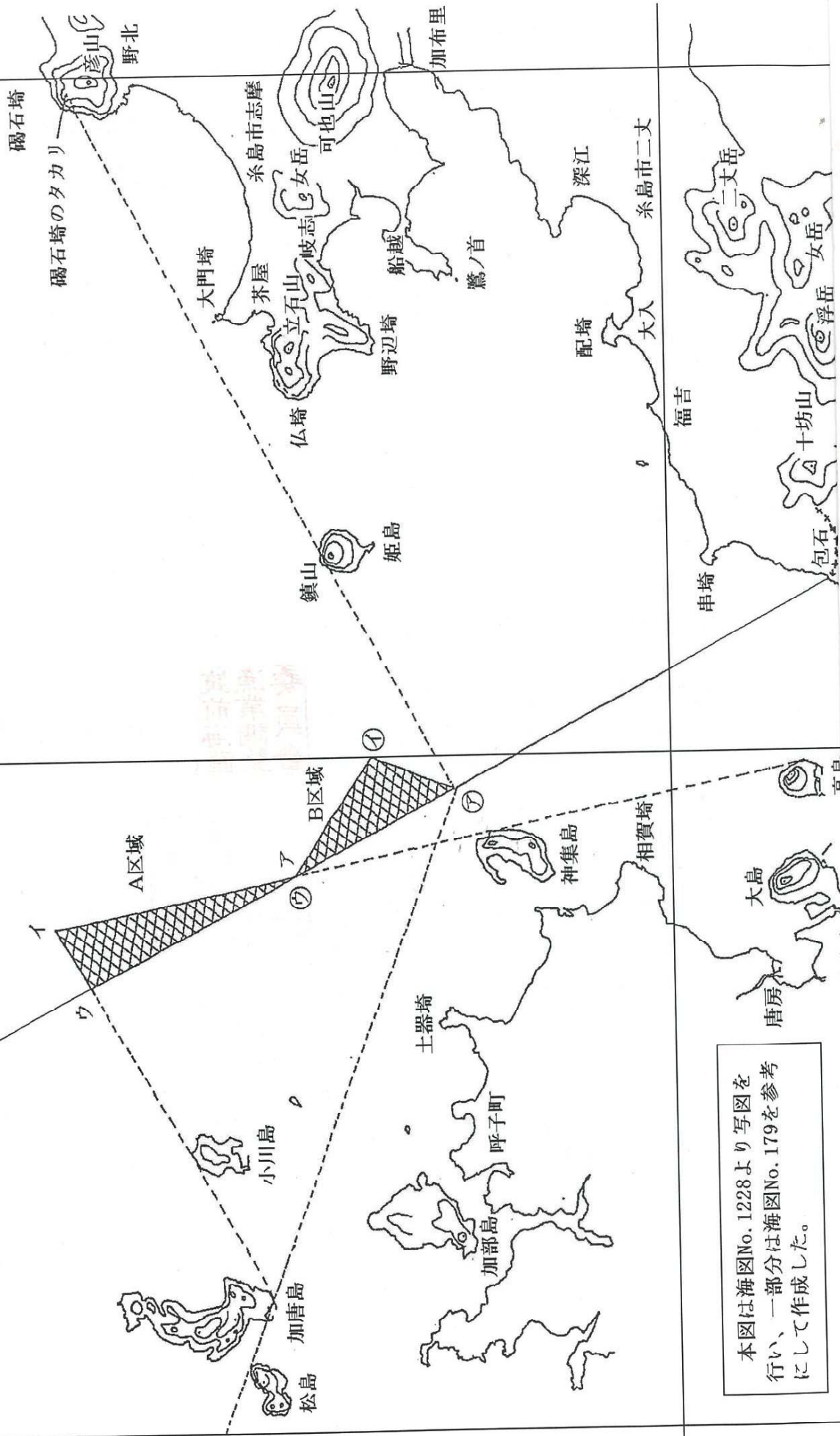
※注1 「糸島市志摩姫島鎮山の下りの北端」とは、B区域点㊦から糸島市志摩姫島をながめ、下図に示す点をいう。



※注2 「糸島市志摩野北碓石崎のタカリ」とは、糸島市志摩野北彦山（232メートル）から北西方向距離約600メートルの高頂をいう。

包石・名島本島の見通し線

包石・名島本島の見通し線



本図は海図No. 1228より写図を行
 い、一部分は海図No. 179を参考
 にして作成した。

松浦海区漁業調整委員会指示

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第62号

120

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、松浦海区海面におけるまだい幼魚の採捕について、次のとおり指示する。

平成9年5月30日

令和3年1月 日一部改正

松浦海区漁業調整委員会

会長 川寄 和正

~~会長 渡 邊 松 吉~~

1 全長11センチメートル以下のまだいは、養殖用種苗として採捕してはならない。

2 指示の期間

令和3年1月 日から令和5年8月31日まで。

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第78号

松浦海区における定置漁業(第2種共同漁業の小型定置を含む)の保護区域並

120

びに漁具標識について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年8月27日

令和3年1月 日一部改正

松浦海区漁業調整委員会

会長 川寄 和正

1 保護区域

(1) 定置漁業

免許番号	漁業の名称	保護区域			漁場の位置	備考
		前面	後面	沖合		
松定第1号	雑魚落網漁業	1,100 メートル	250 メートル	350 メートル	唐津市神集島 黒瀬地先	通称 村張大敷
<u>松定第2号</u>	<u>雑魚落網漁業</u>	<u>450</u> <u>メートル</u>	<u>50</u> <u>メートル</u>	<u>150</u> <u>メートル</u>	<u>東松浦郡鎮西町</u> <u>加唐島折瀬地先</u>	<u>通称</u> <u>大迫大敷</u>

(2) 小型定置漁業(第2種共同漁業権)

免許番号	漁業の名称	保護区域			漁場の位置	備考
		前面	後面	沖合		
松共第3号	〃	450 メートル	90 メートル	50 メートル	唐津市高島 北東側地先	通称 高島大敷
松共第8号	〃	700 メートル	150 メートル	200 メートル	唐津市屋形石 竹の浦地先	通称 宮ノ岬大敷
松共第16号	〃	450 メートル	50 メートル	150 メートル	東松浦郡鎮西町 加唐島折瀬地先	通称 大泊大敷

2 定置網(小型定置を含む)の保護区域の測定方法

保護区域の前面及び後面は垣網及びその延長線を基準として直角の方向に
沖合は同直線上身網の沖の側から測定する。

3 保護区域内における漁業の制限

保護区域内においては、当該漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、当該定置
漁業の魚道を遮断し、又は魚群を散逸させる行為をしてはならない。

4 漁具標識の設置

定置網(小型定置を含む)の漁具敷設中は当該漁具の見易いところに、昼間に
あつては免許番号、漁業の種類、漁業権者名(又は名称)を記入した90センチメ
ートルの正方形赤旗を水面上1.5メートルの高さに設置し、夜間にあつては電灯
その他の照明による標識を設置しなければならない。

5 指示の期間

令和5年

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで。

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第79号

120

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、松浦海区海面における遊漁のまき餌釣りの禁止区域について、次のとおり指示する。

平成31年2月16日

令和3年1月 日一部改正

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正

1 禁止区域

地区	禁止区域
①佐賀玄海漁協 浜崎支所管内	①下の瀬(緯度:33°28'2.3"、経度:130°01'57.1")を中心に半径200m。 ②沖の瀬(緯度:33°27'53.3"、経度:130°01'37.9")を中心に半径300mのうち松共第1号 共同漁業権漁場内。 ③コウハチダシ(緯度:33°27'59.3"、経度:130°01'25.3")を中心に半径50m。
②佐賀玄海漁協 唐津市統括支所 管内	・唐津市統括支所管内の共同漁業権漁場(漁港・港湾施設を除く)。
③外津漁協管内	・漁港区域(ア点【緯度:33°30'52.9"、経度:129°50'50.4"】、イ点【緯度:33°30'42.8"、経度:129°51'06.2"】、ウ点【緯度:33°30'26.4"、経度:129°51'11.4"】を順次結んだ線
④仮屋漁協管内	・仮屋湾内三島神社【緯度:33°28'21.5"、経度:129°50'56.6"】前周辺岸壁。

2 指示の期間

令和5年

平成28年2月17日から平成35年8月31日まで。

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第80号

松浦海区内におけるウニ(アカ、バフン、ムラサキの各種を含む)の乱獲を防止

120

し、資源保護のため、漁業法第67条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和元年7月12日

令和3年1月 日一部改正

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正

1 採捕禁止期間

(1) アカウニ、バフンウニは11月1日から翌年2月末日まで

(2) ムラサキウニは7月1日から12月20日まで

2 指示の期間

令和元年8月12日から令和5年8月31日まで。

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第81号

120

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、松浦海区内における釣及び延縄による水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

令和元年7月12日

令和3年1月 日一部改正

松浦海区漁業調整委員会

会長 川崎 和正

1 松浦海区において釣及び延縄の餌料として、油づけえさ(油いか等の油性餌料の一切をいう。)の使用を禁止する。

2 指示の期間

令和元年8月12日から令和5年8月31日まで。

◎ 松浦海区漁業調整委員会指示第84号

120

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、1本釣漁業等火光を利用する各種漁業に対し、松浦海区内における沿岸魚族の乱獲防止並びに同種及び他種漁業との調整のため、火光を利用する漁船1隻に使用する光力の限度を次のとおり指示する。

令和2年8月5日

令和3年1月 日一部改正

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正

- 1 松浦海区における共同漁業権の区域及び各共同漁業権の外郭線から沖出し1,000メートルの線によって囲まれた区域においては、1隻につき3キロワット以内とする。
- 2 指示の期間
令和2年8月12日から令和3年8月11日まで。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の概要

背景

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種について、違法漁獲物の流通が水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営を圧迫している。これらに対応するため、輸出品を含めて違法漁獲物の流通を防止し、国内流通を適正化する措置を講ずる必要。
- 国際的にIUU(違法・無報告・無規制)漁業のおそれ大きい魚種について、国際社会においてIUU漁業撲滅の実行が求められている。既に対策を講じた欧米に次ぐ水産物輸入大国である我が国としても、海外の違法漁獲物の流入を阻止する措置を講ずる必要。
- これらを踏まえ、国内で採捕される特定の水産動植物について、違法漁獲物の混入を防ぎ、万が一混入が確認された際には取引記録等を追跡調査し、流通適正化を図るとともに、輸入される特定の水産動植物について、適法性を証明する仕組みとすることでIUU漁業由来の漁獲物の我が国への流入を防ぐ。

法律案の概要

I 国内における違法漁獲物の流通防止のための規制

(1) 漁業者等の届出

特定第一種水産動植物(国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種)の採捕の事業を行う者又はその者が所属する団体であって、当該特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの(届出採捕者)は、当該採捕の事業が適法に行われるものである旨を行政機関に対し届け出なければならないこととする。届出の際に通知される番号を含む漁獲番号を伝達の上、譲渡しを行うこととする。(第3条第1項・第2項)

(2) 情報の伝達

届出採捕者、一次買受業者、流通業者、加工業者等(特定第一種水産動植物等取扱事業者)は、名称、漁獲番号等の情報について事業者間で伝達しなければならないこととする。(第4条・第5条)

(3) 取引記録の作成・保存

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等の譲受け又は譲渡しをしたときは、名称、重量又は数量、年月日、相手方の氏名、漁獲番号等の事項に関する取引記録を作成・保存しなければならないこととする。(取扱事業者も(1)と同様に届出を行う。)(第6条・第8条)

(4) 輸出の規制

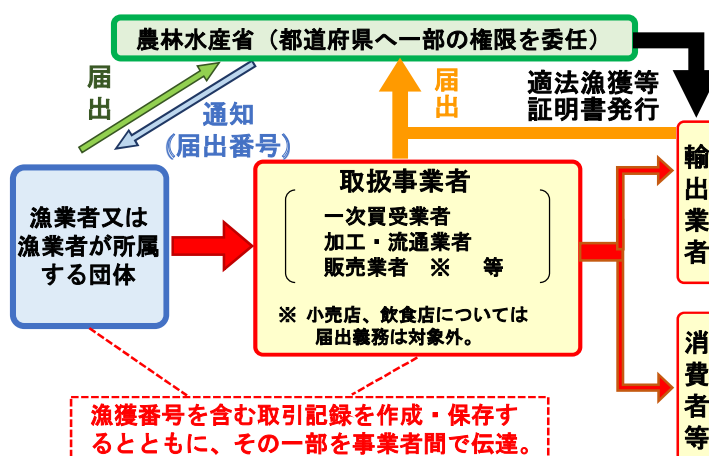
特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、適法に採捕されたことを示す国が発行する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととする。(第10条第1項)

II IUU漁獲物の流入防止のための輸入の規制

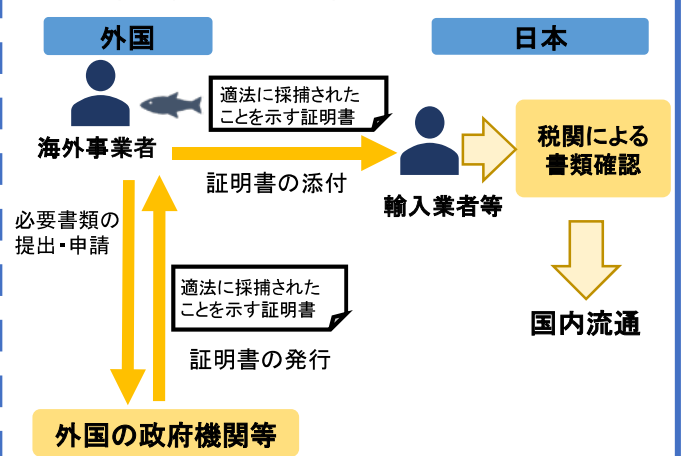
輸入の規制

特定第二種水産動植物(国際的にIUU漁業のおそれ大きい魚種)等については、適法に漁獲されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととする。(第11条)

特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム



特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



※ 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出入時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

III 施行期日

「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」とする。
(※ 漁業者等の届出に関しては、施行日前(6カ月前)から、事前の届出を可能とする。)

その他

※ 施行までの期間において、伝達義務や取引記録義務に係る電子化に向けたシステムの開発など、現場での円滑な制度運用に向けた支援を講ずることを検討する。